

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例

平成28年2月25日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。